

## 放火で火災保険金？ - 西日本防災システム

2013 10 11

10月11日 2009年に藤沢市の金属加工会社で発生した火災で、この会社社長の男性が保険会社に火災保険金約1400万円の支払いを求めた訴訟の判決で、横浜地裁は、保険金を取得するために原告が**放火**したとして、原告の請求を棄却したそうです。

この火災は**2009年11月8日**、藤沢市の鉄骨・一部木造の2階建て作業場兼事務所で発生し、2階部分の事務所の一部約30㎡を焼きました。消防署の報告書では、原因が特定できない**不明火**とされ、原告側は「ごみ袋に捨てたたばこの吸い殻から出火した可能性が考えられる」と主張していたそうです。

判決では、保険会社の行った実験などから、たばこの吸い殻から着火した可能性は極めて低いと指摘した上で、建物が保険に加入していたことを消防署に告げておらず、また金属加工会社が深刻な赤字経営の状態にあったことなどから、保険金目的で男性が放火した、と判断したようです。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

